

地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本業務は、「ねんりんピック岐阜2025実行委員会第3回総会」を開催するにあたり、会場設営及び企画運営、当日の進行管理を一体的に行うもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>7月9日に開催を予定している第3回総会は、本大会前に大会関係者が一堂に会する貴重な機会であることから、通常の議事運営だけでなく、大会の成功に向か、関係者の思いの集約とさらなる大会開催機運の醸成が図られるような企画と運営が不可欠である。</p> <p>さらに第3回総会では、県民運動の取組みや、県内5圏域で開催するミナレク広場での採火行事等の紹介等を行う予定であるが、県民運動等の取組みをさらに広げていくためには、総会出席者への単なる紹介ではなく、その趣旨や意義、そして目的、目指すべき方向性を限られた時間内で簡潔明瞭に伝えられるような企画及び企画に沿った確実な進行管理も必要となる。加えて、本大会の約100日前となることから本大会のコンセプトとの連動性や一体感を考慮した企画・運営のほか、会場の装飾やレイアウトも考慮する必要がある。</p> <p>以上のことから、本業務を実施するには、岐阜大会を熟知し、かつ隨時発生する出演者及び事務局等との調整に対して柔軟な対応を行いながら、企画・運営及び当日の進行管理を行う必要があり、単なる価格競争には適していない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>株式会社セレスポ岐阜支店は、本業務の会場となるミナモホールで令和6年度に行われた「『清流の国ぎふ』文化祭2024第3回総会」の運営委託業務において、再委託先として会場設営及び進行管理を行った業者である。また、岐阜大会においては、令和6年度に「開催1年前イベント」、令和7年度に「総合開閉会式（炬火採火事業含む）」でそれぞれ会場設営・運営委託を請負うなど、会場のミナモホールや岐阜大会を熟知しており、本業務においても迅速かつ確実な対応が可能である。</p> <p>よって、株式会社セレスポ岐阜支店を契約の相手方とする。</p>

